

様式第1号（第2条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

棚倉町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

選挙

候補者氏名



下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日		～	円	
年 月 日		～	円	

2 1に掲げる契約以外の場合（前記1の場合は記載不要）

	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
借入れの 自動車の	年 月 日		～	円	
	年 月 日		～	円	
燃料の 供給の	年 月 日		(自動車登録番号 又は車両番号)	円	
	年 月 日		(自動車登録番号 又は車両番号)	円	
運転の 雇用の	年 月 日		～	円	
	年 月 日		～	円	

備考

- この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」の欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入」にあっては借入期間を、「燃料の供給」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 燃料の供給に係る契約について単価契約を締結した場合には、「燃料の供給」の欄の「契約金額」には契約の単価に予定数量を乗じて得た額を、「備考」には契約の単価の金額を記載してください。

様式第2号（第2条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

棚倉町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

選挙

候補者氏名



下記のとおり選挙運動用ビラ作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 この届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第3号（第2条関係）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

年 月 日

棚倉町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

選挙

候補者氏名



下記のとおり選挙運動用ポスター作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契約内容		備考
		作成契約期枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 この届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第4号（第3条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

年 月 日

棚倉町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

選挙

候補者氏名



下記の選挙運動用自動車燃料代につき、棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1	契約年月日	年 月 日
2 契相手 の方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住 所	
	(3) 法人の場合はその代表者の氏名	
3	燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	
4	確認申請金額	円

区 分	購 入 金 額	左 の うち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 金 額
前回までの累積金額 (A)	円	円
今回の購入金額 (B)	円	円
燃料代計 (A) + (B)	円	円
備 考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに、別々に候補者から棚倉町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」の欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」の欄には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合には立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

様式第5号（第3条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

棚倉町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

選挙

候補者氏名



下記の選挙運動用ビラ作成枚数につき、棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1	契約年月日	年 月 日
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住 所	
	(3) 法人の場合はその代表者の氏名	
3	確認申請枚数	枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（A）	枚	枚
今回の枚数（B）	枚	枚
枚数計（A）＋（B）	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに、別々に候補者から棚倉町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」の欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

様式第6号（第3条関係）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

棚倉町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

選挙

候補者氏名



下記の選挙運動用ポスター作成枚数につき、棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1	契約年月日	年 月 日
2	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住 所	
	(3) 法人の場合はその代表者の氏名	
3	確認申請枚数	枚

区 分	作 成 枚 数	左 の うち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数 (A)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (B)	枚	枚
枚 数 計 (A) + (B)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに、別々に候補者から棚倉町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」の欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

様式第7号（第3条関係）

確認番号第 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定により、下記の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

棚倉町選挙管理委員会委員長 氏 名 [印]

記

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともにこの確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるものは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られます。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、棚倉町に支払を請求することはできません。

様式第8号（第3条関係）

確認番号第 号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、下記のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

棚倉町選挙管理委員会委員長 氏 名

記

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、棚倉町に支払を請求することはできません。



様式第9号（第3条関係）

確認番号第 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、下記の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

棚倉町選挙管理委員会委員長 氏 名

記

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、棚倉町に支払を請求することはできません。

様式第10号(その1)(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行  
選挙

候補者氏名



記

運送等契約区分 (該当する番号に○)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2 上記1に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名			
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が棚倉町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、棚倉町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
  - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」の欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」の欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、棚倉町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行  
選挙

候補者氏名



記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」の欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」の欄、「燃料供給量」の欄及び「燃料供給金額」の欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が棚倉町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、棚倉町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

様式第10号（その3）（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行  
選挙

候補者氏名



記

運 転 手	氏 名		
	住 所		
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考	
年 月 日	円		
年 月 日	円		
年 月 日	円		
年 月 日	円		
年 月 日	円		

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が棚倉町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、棚倉町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、棚倉町に支払を請求することはできません。

様式第11号（第5条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行  
選挙

候補者氏名



記

ビラ作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	氏名又は 名 称	
	住 所	
	法人の代表 者の氏名	
作 成 枚 数		枚
作 成 金 額		円
備 考		

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が棚倉町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、棚倉町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 町村長 枚数5,000枚、町村議会議員 枚数1,600枚
  - (2) 限度額＝7円51銭（単価）×（1）の枚数のうち確認された作成枚数

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行  
選挙

候補者氏名



記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名又は名称	
	住所	
	法人の代表者の氏名	
作成枚数	枚	
作成金額	円	
当該選挙区におけるポスター掲示場数		

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が棚倉町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、棚倉町に支払を請求することができません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - 枚数 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数
  - 限度額＝下記の算定式による単価×（1）の枚数のうち確認された作成枚数

**【単価算定式】**

$$(110 \text{円} \times \text{当該選挙区におけるポスター掲示場数} + 100,000 \text{円}) \div \text{当該選挙区におけるポスター掲示場数}$$
- 4における限度額の単価に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。

請 求 書  
（選挙運動用自動車の使用）

年 月 日

棚倉町長

住所（所在地）

氏名又は名称 ㊟

（法人の場合はその代表者の氏名も記載する）

棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円  
2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり  
3 選挙名 年 月 日執行 選挙  
4 候補者の氏名  
5 振込先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代を請求するときは、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに、提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、棚倉町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

(別紙) その1

請 求 内 訳 書  
〔一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約  
により選挙運動用自動車を使用した場合〕

候補者氏名 \_\_\_\_\_

使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
年 月 日	円×1台 = 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(A) と (B) とを比較して少ない方の額を記載してください。



(別紙) その2

請 求 内 訳 書

〔 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との  
契約により選挙運動用自動車を使用した場合 〕

候補者氏名 \_\_\_\_\_

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
年 月 日	円×1台 =円	16,100円×1台 =16,100円	円	
年 月 日	円×1台 =円	16,100円×1台 =16,100円	円	
年 月 日	円×1台 =円	16,100円×1台 =16,100円	円	
年 月 日	円×1台 =円	16,100円×1台 =16,100円	円	
年 月 日	円×1台 =円	16,100円×1台 =16,100円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(A) と (B) とを比較して少ない方の額を記載してください。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

〔 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との  
契約により選挙運動用自動車を使用した場合 〕

候補者氏名

(2) 燃 料 代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
年 月 日		円× ℓ = 円	/	/	
年 月 日		円× ℓ = 円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
計		円			円

備考

- 1 「基準限度額 (B)」の「計」には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、「販売金額 (A)」の欄の「計」と「基準限度額 (B)」の欄の「計」とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」の欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」の欄及び「販売金額 (A)」の欄は、燃料の販売年月日ごとに記載してください。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

〔 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との  
契約により選挙運動用自動車を使用した場合 〕

候補者氏名 \_\_\_\_\_

(3) 運 転 手

雇用年月日	報 酬 (A)	基準限度額 (B)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(A)と(B)とを比較して少ない方の額を記載してください。

年 月 日

請 求 書  
(選挙運動用ビラの作成)

棚倉町長

住所（所在地）

氏名又は名称



(法人の場合はその代表者の氏名も記載する)

棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振込先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、棚倉町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書

候補者氏名 \_\_\_\_\_

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A) × (B)	単価 (C)	枚数 (D)	金 額 (C) × (D)	単価 (E)	枚数 (F)	金 額 (E) × (F)	
円	枚	円	円 7.51	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (D) 欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (E) の欄には、(A) 欄と (C) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (F) の欄には、(B) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 4 (E) × (F) の欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。

年 月 日

請 求 書  
（選挙運動用ポスターの作成）

棚倉町長

住所（所在地）

氏名又は名称



（法人の場合はその代表者の氏名も記載する）

棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振込先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、棚倉町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

候補者氏名 \_\_\_\_\_

選挙区に おける ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B)	単価 (C)	枚数 (D)	金額 (C) × (D)	単価 (E)	枚数 (F)	金額 (E) × (F)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

1 「選挙区におけるポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 「単価 (C)」の欄には、下記の算定式による金額を記載してください。

【単価算定式】

$(110 \text{円} \times \text{選挙区におけるポスター掲示場数} + 100,000 \text{円}) \div \text{選挙区におけるポスター掲示場数}$

3 「単価 (C)」の欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。

4 「枚数 (D)」の欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。

5 「単価 (E)」の欄には、(A) と (C) とを比較して少ない方の額を記載してください。

6 「枚数 (F)」の欄には、(B) と (D) とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

7 (E) × (F) の欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。